



宮 崎 県 公 報

令和元年12月26日(木曜日) 第68号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則	頁	
○宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則(情報政策課) 1		○大規模小売店舗の変更に係る届出に対する市町村の意見……………(商工政策課) 11
○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………(会計課) 2		○公共測量の実施の通知……………(管理課) 12
告 示		○公共測量終了の通知……………(“) 12
○総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第2項ただし書に規定する行政機関等の指定する方法……………(税務課) 2		○入札公告(2件)……………12
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(福祉保健課) 2		○落札者等の公告(2件)……………17
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(“) 3		企業局企業管理規程
○有害興行の指定……………(こども家庭課) 3		○企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程……………18
○民有林の保安林の指定予定(2件)……………(自然環境課) 3		○企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程……………18
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明について……………(“) 3		○企業局会計年度任用職員の給与に関する規程……………19
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意……………(水産政策課) 4		病院局企業管理規程
○定期種畜検査による種畜証明書交付の通報……………(家畜防疫対策課) 4		○病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程……………19
○公の施設の指定管理者の指定……………(管理課) 10		○病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程……………20
○廃川敷地等の公示……………(河川課) 10		人事委員会規則
○建築基準法に基づく道路の位置の指定……………(建築住宅課) 11		○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………24
公 告		○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………25
○軽油引取税に係る免税証の無効公告(2件)……………(税務課) 11		教育委員会告示
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……………(商工政策課) 11		○公の施設の指定管理者の指定……………26
		教育長訓令
		○教育関係使用料及び手数料減免規程の一部を改正する訓令……………27
		海区漁業調整委員会指示
		○漁業法に基づく指示(2件)……………27

規 則

宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第31号

宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年宮崎県規則第2号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(電子情報処理組織による申請等)	(電子情報処理組織による申請等)
第3条 [略]	第3条 [略]
2～5 [略]	2～5 [略]
6 条例等(条例を除く。)の規定により同一の内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするもの)	6 条例等(条例を除く。)の規定により同一の内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするもの)

を含む。)について、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

を含む。)について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第32号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正前 (Before Amendment) and 改正後 (After Amendment). It details changes to Article 11, 2-6, 7, 8, 12, and 2 of the Miyazaki Prefecture Income Certificate Regulation.

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

宮崎県告示第602号

総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)第4条第2項ただし書に規定する行政機関等の指定する方法は、次に掲げる方法とする。

なお、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条第2項ただし書に規定する行政機関等の指定する方法(平成19年宮崎県告示第346号の2)は廃止する。

令和元年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請等を行うとする者が、税理士法(昭和26年法律第237号)第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が電子情報処理組織を使用して当該申請等を行う場合において、当該税務書類の作成を委嘱した者に係る識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行うこと。

宮崎県告示第603号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

Table with 3 columns: 名称 (Name), 所在地 (Location), 廃止年月日 (Cancellation Date/Year/Month/Day). Lists medical institutions being discontinued.

宮崎県告示第604号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
ファミリー歯科・小児歯科	延岡市平原町5丁目696-1	令和元年11月1日

おおた薬局

日南市吾田東5丁目2番10号

令和元年11月1日

宮崎県告示第605号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和元年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
1年-51	映画	痴漢電車 夢見る桃色なすび	小関組 〈オーピー映画〉	令和元年12月17日
1年-52	映画	おねだり、たちまち、どスケベ三昧	清水組 〈オーピー映画〉	
1年-53	映画	人妻の湿地帯 舌先に乱されて	工藤組 〈オーピー映画〉	
1年-54	映画	悩殺業務命令 いやらしシェアハウス	渡邊〈元〉組 〈オーピー映画〉	
1年-55	映画	全裸現場 アダルトビデオの作り方	鈴木組 〈新東宝映画〉	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第606号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和元年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字猪之久保7796-2、7796-8から7796-11まで、7796-13、7796-15、7796-16、7796-27、7796-28、7796-30、7796-33から7796-36まで、7796-41、7796-42、7796-45から7796-47まで
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第607号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和元年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字一氏字梅ヶ谷1091-4
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第608号

宮崎県知事 河野俊副

保安林の指定施業要件の変更通知(令和元年農林水産省告示第1319号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年12月26日

宮崎県知事 河野俊副

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
えびの市役所
松岡正夫、柏木崇、鈴木由紀
- 2 通知の要旨
 - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和元年農林水産省告示第1319号によること。

宮崎県告示第609号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和元年12月26日

同意成立の届出年月日	令和元年10月30日
発起人の住所及び氏名	日南市 高橋 晃 日南市 村本 秀則
加入区の名 称	日南市第一加入区
区 域	日南市漁業協同組合の地区のうち旧鶴戸支所の地域
区 分	小型漁船漁業

宮崎県告示第610号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項本文の規定による平成31年度定期種畜検査の結果、種畜証明書を次のとおり交付した旨農林水産大臣から通報があった。

令和元年12月26日

宮崎県知事 河野俊副

家 畜						飼 養 者	
種畜証明書 番号	名 前	種 類	品 種	生 年 月 日	等 級	住 所	氏 名 又 は 名 称
11186010838	秀菊安	肉用牛	黒毛和種	平成15年2月24日	1 級	児湯郡高鍋 町大字持田	一般社団法人宮崎県家 畜改良事業団
11198150157	美穂国			平成15年12月28日	特 級		
10248490601	義美福			平成21年2月11日	1 級		
11334811942	忠国桜			平成22年12月25日	特 級		
11381635171	梅福久			平成23年8月26日	特 級		
11334893443	真華盛			平成23年9月30日	特 級		
11377504412	愛日向			平成24年5月30日	特 級		
11341594067	第5安栄			平成24年6月9日	特 級		
11420272800	洋紀久			平成25年3月25日	特 級		
11349390081	富久竜			平成25年7月28日	特 級		
11420602966	勝光美			平成25年12月1日	特 級		
11464902169	勝光喜			平成26年8月15日	特 級		
11445426400	旭幸福			平成26年10月6日	特 級		
11367267938	勝美利			平成26年11月23日	1 級		
11478489991	宗守富士			平成27年1月4日	特 級		
11368751368	秀百合久			平成26年12月31日	1 級		
11488308961	翔天晴			平成27年4月4日	1 級		
11488309357	梅華国			平成27年4月6日	1 級		
11488321632	光圀久			平成27年6月12日	1 級		
11366655941	美津照菊			平成27年8月8日	1 級		
11369099889	秀俊実			平成27年10月29日	1 級		
11433569508	永龍丸			平成28年1月31日	1 級		
11526246866	幸之照			平成28年5月29日	1 級		
11517407313	福手力	平成28年7月23日	1 級				
11396756885	二刀流	平成28年9月6日	1 級				

11529216811	清福照			平成28年10月26日	1 級		
11384875710	白隆鵬			平成29年3月22日	1 級		
11408043446	英白清			平成29年6月17日	1 級		
11355278946	秀忠平			平成29年10月12日	1 級		
11573611624	大藤領			平成29年10月17日	1 級		
11390572986	羅旺45			平成30年1月24日	1 級		
11443696270	美久平			平成30年3月21日	1 級		
11479634512	銀次郎			平成30年5月27日	1 級		
11523317767	和義福			平成30年6月13日	1 級		
11393492922	光正福			平成30年6月14日	1 級		
11397326339	梅守弘			平成30年7月10日	1 級		
11423831240	泰白鵬			平成30年7月17日	1 級		
10845810598	秀正実			平成22年2月12日	1 級		
10842880259	耕富士			平成22年3月9日	1 級		
11362285807	泰美国			平成25年7月7日	特 級		
11420316207	満天白清			平成25年7月21日	特 級		
11434100267	常忠幸			平成26年2月3日	特 級		
11365973671	忠美智晴			平成26年9月16日	特 級		
11380242936	奥友博			平成27年2月12日	1 級		
11501211919	美喜久			平成27年6月15日	1 級		
11357129529	神照栄			平成27年7月8日	1 級		
11497378498	福晴茂			平成27年10月7日	1 級		
11501454385	健正福			平成27年8月22日	1 級		
11357181756	美津秋			平成28年3月29日	1 級		
11357268228	美則國			平成28年6月21日	1 級		
11529216057	清正秀			平成28年10月3日	1 級		
11535797717	照日向			平成28年11月15日	1 級		
11501206595	大白清			平成28年12月27日	1 級		
11384895565	和美安			平成29年5月28日	1 級		
11564915236	龍馬富士			平成29年5月29日	1 級		
11564916813	清福姫			平成29年5月21日	1 級		
11557119696	桃白鵬			平成29年6月16日	1 級		
11334912465	百合華	肉用牛	黒毛和種	平成23年9月26日	2 級	児湯郡高鍋	有限会社三共種畜牧場
11384590408	第7条花			平成24年2月10日	2 級	町大字南高	
11263091750	福久 936			平成24年2月11日	2 級	鍋	
11379693688	第20勝久			平成25年2月24日	2 級		
11378997015	平茂重			平成26年1月29日	2 級		
11378997930	隆之久			平成26年5月1日	2 級		
11564510349	長久久			平成29年11月28日	2 級		
11483806981	北白花	肉用牛	黒毛和種	平成27年12月6日	2 級	児湯郡高鍋	(株)カミチクファーム九州
10858791839	安忠菊			平成25年4月3日	2 級	町大字上江	
11342044165	晴安隆			平成23年10月29日	2 級		
31745010003	ユメサクラ D ミヤ ボク16 4 4049	豚	デュロック 種	平成28年6月5日	2 級	小林市細野	独立行政法人家畜改良 センター宮崎牧場
31745010005	ユメサクラ D ミヤ ボク16 2 4075			平成28年6月18日	2 級		
31845010001	ユメサクラ D ミヤ ボク17 7 4014			平成29年5月25日	2 級		
31945010001	ユメサクラ D ミヤ ボク17 3 4173			平成30年3月8日	2 級		
31945010002	ユメサクラ D ミヤ ボク17 4 4175			平成30年3月26日	2 級		
31945010003	ユメサクラ D ミヤ ボク17 4 4185			平成30年3月31日	2 級		

31945010004	ユメサクラ D ミヤ ボク18 9 4021			平成30年6月3日	2 級
31945010005	ユメサクラ D ミヤ ボク18 1 4027			平成30年6月6日	2 級
31945010006	ユメサクラ D ミヤ ボク18 1 4032			平成30年6月13日	2 級
31945010007	ユメサクラ D ミヤ ボク18 1 4037			平成30年6月14日	2 級
31945010008	ユメサクラ D ミヤ ボク18 1 4063			平成30年10月15日	2 級
31945010009	ユメサクラ D ミヤ ボク18 4 4067			平成30年10月23日	2 級
31945010010	ユメサクラ D ミヤ ボク18 2 4073			平成30年11月6日	2 級
31545010008	ユメサクラエース D ミヤボク14 1 87 32			平成26年10月13日	2 級
31545010009	ユメサクラエース D ミヤボク14 1 87 35			平成26年10月14日	2 級
31545010015	ユメサクラエース D ミヤボク14 1 88 13			平成26年10月28日	2 級
31745010010	ユメサクラエース D ミヤボク16 2 87 33			平成28年6月2日	2 級
31745010011	ユメサクラエース D ミヤボク16 3 88 57			平成28年10月20日	2 級
31745010012	ユメサクラエース D ミヤボク16 3 88 73			平成28年11月5日	2 級
31745010013	ユメサクラエース D ミヤボク16 3 88 80			平成28年11月13日	2 級
31945010011	ユメサクラエース D ミヤボク17 5 89 24			平成30年3月28日	2 級
31945010012	ユメサクラエース D ミヤボク18 8 88 06			平成30年10月31日	2 級
31945010013	ユメサクラエース D ミヤボク18 5 88 12			平成30年11月7日	2 級
31945010014	ユメサクラエース D ミヤボク18 7 88 14			平成30年11月8日	2 級
31945010015	ユメサクラエース D ミヤボク18 3 88 28			平成31年1月9日	2 級
31945010016	ユメサクラエース D ミヤボク18 3 88 30			平成31年1月9日	2 級

31945010017	ユメサクラエース D ミヤボク18 4 88 39			平成31年1月12日	2 級				
31945010018	ユメサクラエース D ミヤボク18 3 88 48			平成31年1月15日	2 級				
31945010019	ユメサクラエース D ミヤボク18 3 88 50			平成31年1月15日	2 級				
31645010011	グラニート アイヅ ミヤボク15 1 6201		大ヨークシ ャー種	平成28年1月4日	2 級				
31745010015	ミヤボク ホワイト ミヤボク16 5 6032			平成28年10月21日	2 級				
31845010010	ミヤボク ホワイト ミヤボク16 4 6049				平成29年3月8日	2 級			
31945010020	ミヤボク グラニート ミヤボク17 3 60 20				平成30年3月11日	2 級			
31845020001	キリシマ 004 コスモ ス 038-11	豚	デュロック 種	平成28年9月1日	特 級	えびの市西 川北	(株)ファームテック		
31845020002	ハス コスモス 039 -06				平成29年8月28日			2 級	
31645020009	サクラ パイク コス モス-15 1 040- 08				平成27年4月29日			1 級	
31745020001	サクセス ファーリア コスモス-15 6 040-12			ランドレー ス種	平成27年7月18日	特 級			
31845020005	チャド モノウエー コスモス-16 2 0 14-11					平成28年9月8日		1 級	
31545050011	コキジヨー ニシ コ スモス-14 4 032 -08			大ヨークシ ャー種	平成26年2月26日	2 級			
31845020007	ニシ ボナビスタ コ スモス-17 3 081 -12					平成29年8月11日		2 級	
31545050014	リーン サクラ コス モス-14 4 098- 10			デュロック 種	平成26年2月14日	2 級			
31545050018	リーン ツイン コス モス-14 4 010- 07					平成26年3月9日		2 級	
31545050021	リーン アローカ コ スモス-14 2 003 -09					平成26年2月22日		2 級	
31545050022	パイク アローカ コ スモス-14 3 008 -07					平成26年3月7日		2 級	
31545050035	レボルト パイク コスモス-14 6 0 49-05					平成26年7月10日		2 級	
31545050042	パイク テインスリー コスモス-15 4					平成27年1月5日		2 級	

	004-03				
31545050044	リーン アローカ コ スモス-15 1 009 -08			平成27年1月16日	2 級
31545050045	アローカ レポルト コスモス-15 1 010-07			平成27年1月21日	2 級
31545050048	アローカ ハス コス モス-15 3 015- 08			平成27年2月18日	2 級
31545050043	リーン アローカ コ スモス-15 1 009 -06			平成27年1月16日	2 級
31745020008	リーン パイク コス モス-15 4 010- 07			平成27年11月30日	2 級
31745020006	リーン ハス コスモ ス-15 3 014-07			平成27年2月13日	2 級
31745020012	キシマ 003 コスモ ス 037-03			平成28年7月25日	2 級
31745020014	キシマ 003 コスモ ス 037-05			平成28年7月25日	2 級
31745020015	キシマ 004 コスモ ス 038-07			平成28年9月1日	2 級
31845020008	アローカ サクラ コ スモス-17 1 053 -05			平成29年2月23日	2 級
31845020009	アローカ サクラ コ スモス-17 1 053 -06			平成29年2月23日	2 級
31845020010	キシマ 002 リーン コスモス-17 4 054-09			平成29年2月24日	2 級
31845020012	レポルト キシマ 002 コスモス-17 2 025-01			平成29年9月29日	2 級
31845020013	ハス コスモス 039 -04			平成29年8月28日	2 級
31845020014	ハス コスモス 039 -08			平成29年8月28日	2 級
31845020017	キシマ 003 サクラ コスモス-18 1 062-08			平成30年1月31日	2 級
31445050018	ライトウェイ ロンス ハウク コスモス-13 1 041-13	大ヨークシ ャー種		平成25年5月30日	2 級
31645020004	ロンスハウク バジヤ ー コスモス- 152 061-08			平成27年11月13日	2 級
31745020003	ドンホルム バジヤー コスモス-15 4 079-09			平成27年12月11日	2 級
31745020004	ニシ バジヤー コス モス-16 5 018-			平成28年5月31日	2 級

	04				
31745020005	エージェント ロンス ハウク コスモス-16 1 041-06			平成28年6月25日	2 級
31845020020	チャド 725 コスモ ス-17 4 041- 0 13	ランドレー ス種		平成29年7月8日	2 級
31845020021	モノウエー チャド コスモス-17 5 0 89-05			平成29年10月27日	2 級
31945020001	キリシマ 004 サクラ コスモス-18 3 055-06	デュロック 種		平成30年1月5日	2 級
31945020002	レポルト サクラ コスモス-18 8 0 39-07			平成30年8月9日	2 級
31945020003	カウガード イケ コ スモス 041-12	ランドレー ス種		平成29年5月25日	2 級
31945020004	カウガード エース コスモス-18 9 0 43-09			平成30年2月25日	2 級
31945020005	チャド エース コス モス-18 6 044- 10			平成30年4月15日	2 級
31945020006	ドンホルム エージェ ント コスモス-18 5 081-10	大ヨークシ ャー種		平成30年2月7日	2 級
31945020007	アローカ バイク コ スモス-17 5 054 -09	デュロック 種		平成29年12月31日	2 級
31945020008	キリシマ 003 サクラ コスモス-18 1 014-05			平成30年5月31日	1 級
31945020009	キリシマ 002 サクラ コスモス-18 5 017-04			平成30年6月6日	1 級
31945020010	キリシマ 002 サクラ コスモス-18 5 017-05			平成30年6月6日	1 級
31945020011	アローカ レポルト コスモス-18 2 044-07			平成30年8月30日	2 級
31945020012	キリシマ 002 サクラ コスモス-18 5 017-06			平成30年6月6日	1 級
31945020013	キリシマ 002 サクラ コスモス-18 5 017-09			平成30年6月6日	1 級
31945020014	キリシマ 002 サクラ コスモス-18 1 038-04			平成30年8月8日	2 級
31945020015	キリシマ 003 サクラ コスモス-18 5 045-05			平成30年9月11日	2 級

31945020016	レボルト アローカ コスモス-18 6 049-09			平成30年9月21日	2 級		
31945020017	アローカ キリシマ 0 02 コスモス-18 4 064-05			平成30年10月22日	2 級		
31945020018	キリシマ 002 アロー カ コスモス-18 2 072-12			平成30年11月21日	2 級		
31945020019	アローカ キリシマ 0 02 コスモス-19 4 087-08			平成31年1月8日	2 級		
31945020020	カウガード エース コスモス-18 9 0 43-10		ランドレー ス種	平成30年2月25日	2 級		
31945020021	カウガード エース コスモス-18 9 0 43-13			平成30年2月25日	2 級		
31745030001	ユメサクラエース D ミヤボク15 1 87 30	豚	デュロック 種	平成27年11月16日	2 級	児湯郡川南 町大字川南	河野 宣悦
31745030003	ゼンノー デー ヒガ シ16 3 02875			平成28年6月7日	2 級		
31845030001	ゼンノー デー ヒガ シ17 7 01196			平成29年5月2日	2 級		
31845030002	ゼンノー デー ヒガ シ17 5 01298			平成29年5月16日	2 級		
31945030001	ゼンノー デー ヒガ シ18 1 00597			平成30年8月18日	2 級		
31945030002	ゼンノー デー ヒガ シ18 3 00031			平成30年6月12日	2 級		
31845030003	ビッグ サンダー サン ダー サイボクアルプ ス 3 0201	豚	デュロック 種	平成28年11月29日	2 級	宮崎市大字 有田	農業組合法人日高養豚 場
31845030004	サンダー ワイルド サイボクアルプス 7 0269			平成28年12月20日	2 級		
21501180001	集本	馬	ブルトン種	平成25年4月11日	2 級	都城市上川 東	都城農業協同組合
21845030005	エーシンシャラク	馬	サラブレッ ド種	平成20年3月15日	2 級	東諸郡郡綾 町大字入野	吉野 政敏
21801170002	権崎	馬	ブルトン種	平成28年3月24日	2 級	小林市細野	松田 安弘

宮崎県告示第 611号

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2
第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和元年12月26日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県建設技術センター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
学校法人宮崎総合学院
理事長 川越 宏 樹

宮崎県宮崎市老松1丁目3番7号

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

宮崎県告示第 612号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭
和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎土木事務所
において一般の縦覧に供する。

令和元年12月26日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 河川の名称
二級河川石崎川水系下村川
- 廃川敷地等が生じた年月日
令和元年12月26日
- 廃川敷地等の位置
 - 宮崎市佐土原町東上那珂字石塚 17831番6地先から同市同町同字 17984番1地先
 - 宮崎市佐土原町東上那珂字新馬場 18150番の一部
 - 宮崎市佐土原町東上那珂字新馬場 18151番の一部
 - 宮崎市佐土原町東上那珂字新馬場 18152番
 - 宮崎市佐土原町東上那珂字新馬場 18153番2の一部
- 廃川敷地等の種類及び数量
 - 土地 1,146.22㎡
 - 土地 85.45㎡
 - 土地 291.02㎡
 - 土地 17.10㎡
 - 土地 67.93㎡

宮崎県告示第613号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和元年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要(メートル)		指定年月日
			幅員	延長	
(日南)2019-3	合同会社 かとう宅 建事務所 代表加藤 徹	日南市星倉二丁目 9番4	4.50	34.50	令和元年12月13日

公 告

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

令和元年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 免税証の種類
200ℓ券1枚
- 用途
農業等
- 記号及び番号
200ℓ券H 3812654
- 有効期間
平成31年2月1日から令和2年1月31日まで
- 免税証に記載した販売店の名称
有限会社 山崎鋳油
- 紛失年月日
令和元年7月下旬

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

令和元年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 免税証の種類
100ℓ券6枚
200ℓ券7枚
500ℓ券2枚
- 用途
漁船
- 記号及び番号
100ℓ券G 1903361~G 1903366
200ℓ券H 1904132~H 1904138
500ℓ券I 1900129~I 1900130
- 有効期間
令和元年7月1日から令和元年12月31日まで
- 免税証に記載した販売店の名称
岡崎石油株式会社 恒久給油所
- 紛失年月日
令和元年12月7日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)生活協同組合コープみやざき延岡北小路店
延岡市北小路1-12
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和元年10月29日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - 期間
令和元年12月26日から令和2年1月27日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ延岡南店
延岡市石田町4446番の3 外5筆
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗内の店舗面積の合計及び大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更

令和元年10月30日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年12月26日から令和2年1月27日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、川内川河川事務所長から次のとおり通知があった。

令和元年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量(航空レーザ測量)

2 作業地域

宮崎県えびの市

3 作業期間

令和元年12月13日から令和2年3月13日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和元年8月29日付け宮崎県公報第34号により公告した公共測量(用地測量、基準点測量)が令和元年9月30日終了した旨、九州防衛局長から通知があった。

令和元年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和元年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 特定役務の件名 宮崎県防災拠点庁舎等移転業務(以下「本業務」という。)
- (2) 特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和2年9月30日まで
- (4) 入札方法 本業務について、一般競争入札を実施する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本業務に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目がその他で、種目名が運送のものであること。

イ 過去10年間に、国又は地方公共団体の庁舎等の移転業務(移転先延床面積10,000㎡以上のものに限る。)を元請け(共同企業体の場合は、その代表構成員)として受注・履行した実績を有していること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イの資格要件を満たすことを証明する書類を次により提出し、事前に審査を受けること。

ア 提出場所 宮崎県総務部財産総合管理課防災拠点庁舎整備室調整担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号(宮崎県庁本館1階) 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7011

イ 提出期限 令和2年1月30日午後5時

ウ 提出方法 持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

2(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号(宮崎県庁1号館1階) 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 令和元年12月26日から令和2年1月24日まで(土曜日、日曜日及び祝日並びに12月30日、同月31日、1月2日及び同月3日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課防災拠点庁舎整備室調整担当

(2) 期間 令和元年12月26日から令和2年2月14日まで(土曜日、日曜日及び祝日並びに12月30日、同月31日、1月2日及び同月3日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課防災拠点庁舎整備室調整担当

(2) 期間 令和元年12月26日から令和2年2月14日まで(土曜日、日曜日及び祝日並びに12月30日、同月31日、1月2日及び同月3日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明会の場所等

(1) 場所 共用会議室 735号室(宮崎県庁7号館3階)

(2) 日時 令和2年1月16日午後1時30分

(3) 内容等 内容は、仕様書の説明、現地案内、質疑応答等を予定している。入札説明会に参加しようとする者は、次により入札説明会参加申込書を提出すること。

ア 提出期限 令和2年1月15日午後5時

イ 提出先 宮崎県総務部財産総合管理課防災拠点庁舎整備室調整担当

ウ 提出方法 電子メール(zaisan-bosai@pref.miyazaki.lg.jp)によること。

7 入札に関する質問

(1) 質問 本件入札に関し質問がある場合は、令和2年1月22日午後5時までに、6(3)イに掲げる提出先に、6(3)ウに掲げる提出方法により質問書を提出すること。

(2) 回答 令和2年1月27日午後5時までに県のホームページに掲載して行く。また、質問に対する回答は、仕様書の追加又は修正とみなす。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総務部財産総合管理課防災拠点庁舎整備室調整担当

(2) 提出期限 令和2年2月13日午後5時(必着)

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁本館附属棟 302号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時 令和2年2月14日午前10時

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部財産総合管理課防災拠点庁舎整備室調整担当

14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

(1) Services required: A set of relocation work of Miyazaki Emergency Operation Center Building

(2) Bidding Deadline: 5:00 PM on 13 February, 2020

(3) Contact point for the notice: Assets Management Division, General Affairs Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori-higashi, Miyazaki-city 880-8501, Japan Tel: +81-985-26-7011

入札公告

下記のとおり設計施工一括工事に係る一般競争入札(総合評価落札方式(技術提案評価型))を実施するので、企業局会計規程(平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号。以下「会計規程」という。)第109条の規定により公告する。

なお、本案件は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

令和元年12月26日

宮崎県企業局長 関 師 雄 一

記

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名 綾第二発電所大規模改良事業のうち発電所更新工事

(2) 発電所名 綾第二発電所

(3) 工事場所 宮崎県東諸県郡綾町大字入野ほか1か所

(4) 工期 契約締結日から受注者の提案日まで

(ただし、令和8年3月25日を超えないものとする。)

(5) 工事概要 要求水準書のとおり

(6) 参考価格 84億円程度(税込み)を想定している。

(7) 適用制度 低入札価格調査制度(失格基準価格は設定しない。)

(8) 本案件は、紙入札方式により行う。

(9) 本工事は、以下に関する技術提案書を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(技術提案評価型)の適用工事である。

ア 施設能力 供給電力量

イ 工事期間 発電機停止期間

ウ 維持管理 ライフサイクルコスト

障害時の適応性

設備合理化

電気保安のスマート化

エ 地域貢献 見学・体験・防災施設

環境維持

(10) 総合評価落札方式(技術提案評価型)の型式 A型

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の(1)若しくは(2)のいずれかとする。

(1) 特定建設工事共同企業体

本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、宮崎県企業局特定建設工事共同企業体取扱試行要領(令和元年11月29日定め)に基づく特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を全て満たしていること。

ア 共同企業体の資格要件

(7) 共同企業体の構成員(以下「構成員」という。)の数は、2であること。

(8) 構成員の組合せは、イの各構成員の資格要件をそれぞれ満たすものであること。

(9) 各構成員は、この競争入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

(10) 共同企業体の結成方式は、自主結成であること。

(11) 構成員の出資比率の最小限度は、構成員において決定する。

(12) 共同企業体の代表構成員は、構成員において決定された者とする。

(13) 構成員のいずれも経常建設共同企業体でないこと。

イ 構成員の資格要件

本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、宮崎県企業局が発注する特定建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(令和元年11月29日定め。以下「入札参加資格要綱」という。)に基づく入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

(7) 構成員1の資格要件

建設工事の種類	電気工事	建設工事の種類	土木一式工事
<p>施工実績に関する事項</p>	<p>次の事項をすべて満たす工事を元請として施工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。ただし、共同企業体の分担施工型においては、この限りでない。)があること。</p> <p>ア 平成16年度以降に完成していること。</p> <p>イ 1台当たりの最大出力が5,000kW以上の立軸型水車発電機の据付け又は分解点検であること。</p>	<p>施工実績に関する事項</p>	<p>次の事項をすべて満たす工事を元請として施工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。ただし、共同企業体の分担施工型においては、この限りでない。)があること。</p> <p>ア 平成16年度以降に完成していること。</p> <p>イ コンクリート打設量700㎡以上であること。</p>
<p>配置技術者に関する事項</p>	<p>次の事項をすべて満たす技術者を、主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができること。</p> <p>ア 次のいずれかの資格を有する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一級電気工事施工管理技士 ・ 一級電気工事施工管理技士と同等以上の資格 <p>イ 監理技術者にあつては、電気工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。</p> <p>ウ 上記「施工実績に関する事項」を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等の経験を有する者であること。</p> <p>エ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。</p>	<p>配置技術者に関する事項</p>	<p>次の事項をすべて満たす技術者を、主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができること。</p> <p>ア 次のいずれかの資格を有する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一級土木施工管理技士 ・ 一級土木施工管理技士と同等以上の資格 <p>イ 監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。</p> <p>ウ 上記「施工実績に関する事項」を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等の経験を有する者であること。</p> <p>エ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。</p>
<p>設計業務受託等の関連に関する事項</p>	<p>1 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと。</p> <p>受託者の商号又は名称 株式会社ニュージェック</p> <p>受託者の本店の所在地 大阪府大阪市北区本庄東2丁目3番20号</p> <p>2 ア又はイに該当する者でないこと。</p> <p>ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者</p> <p>イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p>	<p>設計業務受託等の関連に関する事項</p>	<p>1 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと。</p> <p>受託者の商号又は名称 株式会社ニュージェック</p> <p>受託者の本店の所在地 大阪府大阪市北区本庄東2丁目3番20号</p> <p>2 ア又はイに該当する者でないこと。</p> <p>ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者</p> <p>イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p>
<p>その他の事項</p>	<p>総合評価落札方式(技術提案評価型)公告共通事項書に示す事項</p>	<p>その他の事項</p>	<p>総合評価落札方式(技術提案評価型)公告共通事項書に示す事項</p>

(イ) 構成員2の資格要件

(2) 単体有資格業者

本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、入札参加資

格要綱に基づく入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

建設工事の種類	土木一式工事
施工実績に関する事項	<p>次の事項をすべて満たす工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。ただし、共同企業体の分担施工型においては、この限りでない。）があること。</p> <p>ア 平成16年度以降に完成していること。</p> <p>イ コンクリート打設量 700㎡以上であること。</p> <p>ウ 1台当たりの最大出力が 5,000kW以上の立軸型水車発電機の据付け又は分解点検であること。</p>
配置技術者に関する事項	<p>次の事項をすべて満たす技術者を、主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができること。</p> <p>ア 次のいずれかの資格を有する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一級土木施工管理技士 一級土木施工管理技士と同等以上の資格 <p>イ 監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。</p> <p>ウ 上記「施工実績に関する事項」を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等の経験を有する者であること。</p> <p>エ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。</p>
設計業務受託等の関連に関する事項	<p>1 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと。</p> <p>受託者の商号又は名称 株式会社ニュージェック</p> <p>受託者の本店の所在地 大阪府大阪市北区本庄東2丁目3番20号</p> <p>2 ア又はイに該当する者でないこと。</p> <p>ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者</p> <p>イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p>

その他の事項	総合評価落札方式（技術提案評価型）公告共通事項書に示す事項
--------	-------------------------------

- 3 入札等担当部署
 担当部署：宮崎県企業局総務課（以下「局総務課」という。）
 住所：〒 880-0803 宮崎県宮崎市旭1丁目2番2号
 電話番号：0985-26-9755
 F A X：0985-26-9754
 Eメール：kigyo-somu@pref.miyazaki.lg.jp
- 4 契約条項を示す場所及び期間
 閲覧場所：宮崎県企業局総務課（宮崎県宮崎市旭1丁目2番2号）
 閲覧期間：令和元年12月26日から令和2年6月23日まで
 （ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 5 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
守秘義務資料の閲覧	令和元年12月26日から令和2年6月23日まで	守秘義務対象資料の提供申込時における提出書類による電子データ提供、局総務課で閲覧可 ^{*1}
入札参加資格に関する質問の受付	令和元年12月26日から令和2年1月29日午後5時まで	局総務課へ電子メールで送付すること。 E-mail:kigyo-somu@pref.miyazaki.lg.jp
入札参加資格に関する回答の閲覧	令和元年12月26日から令和2年2月5日まで	宮崎県公共事業情報サービス ^{*2} 、宮崎県企業局ホームページ ^{*3} に掲示。ただし、掲示することが困難な場合は局総務課における閲覧のみとする。
入札参加資格確認申請書の受付期間	令和元年12月26日から令和2年2月5日午後5時必着	宮崎県企業局に郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）又は持参すること。
共同企業体認定申請受付期間	令和元年12月26日から令和2年2月5日午後5時必着	宮崎県企業局に郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）又は持参すること。
技術提案書に関する質問の受付	令和元年12月26日から令和2年3月27日午後5時まで	局総務課へ電子メールで送付すること。 E-mail:kigyo-somu@pref.miyazaki.lg.jp

技術提案書に関する回答の閲覧	令和元年12月26日から令和2年4月3日まで	宮崎県公共事業情報サービス、宮崎県企業局ホームページに掲示。ただし、掲示することが困難な場合は局総務課における閲覧のみとする。	が困難な場合は局総務課における閲覧のみとする。
技術提案書の受付期間	入札参加資格の通知後から令和2年4月3日午後5時必着	宮崎県企業局に郵送(郵便書留など配達の確認ができるものに限る。)又は持参すること。	<p>※1 宮崎県の休日を定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。</p> <p>※2 宮崎県公共事業情報サービスアドレス (http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/index.html)</p> <p>※3 宮崎県企業局ホームページアドレス (http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/kigyo/somu/hp/index.html)</p> <p>※4 「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載しているため、審査の状況によっては公表の開始が遅れることがある。</p>
技術対話	令和2年4月16日から令和2年4月22日まで	場所及び日時は、技術提案書受付締切後に通知する。	6 入札参加資格確認に関する事項
改善された技術提案書の受付期間	技術対話の翌日午前9時から令和2年5月18日午後5時必着	宮崎県企業局に郵送(郵便書留など配達の確認ができるものに限る。)又は持参すること。	<p>(1) 入札参加資格確認申請書の提出 総合評価落札方式(技術提案評価型)公告共通事項書6により入札参加資格確認申請書を提出すること。</p> <p>(2) 審査結果の通知 入札参加資格確認として提出された申請書については、入札参加説明書に記載している日までに審査結果を通知する。</p>
予定価格の公表	令和2年6月上旬(予定)	宮崎県公共事業情報サービス、宮崎県企業局ホームページに掲示。ただし、掲示することが困難な場合は局総務課における閲覧のみとする。	<p>7 入札保証金 入札保証金については、会計規程第88条の規定による。</p> <p>8 入札の無効 会計規程第115条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。</p> <p>(1) 虚偽の申請を行った者のした入札</p> <p>(2) 宮崎県企業局総合評価落札方式(技術提案評価型)試行要領及び入札公告等の規定に違反した者のした入札</p> <p>(3) 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札</p> <p>(4) 工事費内訳書を提出していない者又は提出された工事費内訳書に不備がある者のした入札</p> <p>(5) 技術提案書の内容が技術提案に係る評価項目に示す最低限の要求要件に満たない者のした入札</p> <p>(6) 開札日までに入札参加資格要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者のした入札</p>
入札書受付期間	令和2年6月16日午前9時から令和2年6月22日午後5時必着	宮崎県企業局に郵送(郵便書留など配達の確認ができるものに限る。)又は持参すること。入札書には工事費内訳書を必ず添付すること。工事費内訳書の添付がない入札は無効となります。	<p>9 総合評価に関する事項</p> <p>(1) 技術提案書の提出 総合評価落札方式(技術提案評価型)公告共通事項書8により技術提案書を提出すること。</p>
開札日時	令和2年6月23日午前10時	宮崎県企業局 4階会議室	<p>(2) 評価基準 評価項目毎の評価基準及び配点並びに総合評価の方法については、入札参加説明書を参照すること。</p>
低入札価格調査資料の提出期限	令和2年6月29日午後5時まで	局総務課に持参すること。	<p>(3) 技術対話 技術提案書改善のための技術対話を実施する。場所及び日時については、技術提案書受付締切後に通知する。</p>
入札結果の公表 ^{※4}	令和2年7月13日から令和4年3月31日まで	宮崎県公共事業情報サービス、宮崎県企業局ホームページに掲示。ただし、掲示すること	<p>なお、通知があったにもかかわらず技術対話を受けなかった者は、当該入札に参加することができない。</p> <p>(4) 審査結果 技術提案書の技術評価点、技術評価結果、技術提案書の改善過程については、宮崎県公共事業情報サービス及び宮崎県企業</p>

局ホームページにおいて公表する。ただし、掲示することが困難な場合は、局総務課における閲覧のみとする。

(5) 評価内容の担保

評価された技術提案書については、設計図書に記載するものとし、工事完了後において、履行状況について検査を行うものとする。なお、受注者の責めにより施工において技術提案書の内容を満足できなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。

10 低入札価格調査

本工事は、宮崎県企業局低入札価格調査制度取扱要領（令和元年11月29日定め。以下「低入要領」という。）による「調査基準価格」を設定する工事である。

開札後、調査基準価格を下回った入札を行った者（以下「調査対象者」という。）がいる場合は、低入札価格調査を実施するものとする。なお、調査対象者は、低入札価格調査に協力するものとする。また、この場合、低入要領第2条中「予定価格」とあるのは、「その申し込みに係る技術提案を基に予定価格を算出した場合の当該価格」と読み替えるものとする。

11 落札者の決定の方法

予定価格の範囲内で入札をした者のうち、評価値が最も高い者

を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2人以上いる場合にあっては、当該評価値の者によるくじで落札者を決定するものとする。

なお、調査対象者のうち低入札価格調査により失格とした者は除くものとする。

12 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他の事項

(1) 総合評価落札方式（技術提案評価型）公告共通事項書に示すとおりとする。

なお、一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加した場合は、当該複数の者のした入札は無効とする。

（一定の資本関係又は人的関係の詳細については、総合評価落札方式（技術提案評価型）公告共通事項書を参照のこと。）

(2) 継続費に係る契約の特則については、次のとおりとする。

この工事は、継続費に係る契約であり、各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額の割合（前払い金及び中間前払い金含む）は次のとおりとする。ただし、予算上の都合でその他の必要があるときは、変更することがある。

会計年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
支払限度額	1%程度	6%程度	6%程度	25%程度	40%程度	22%程度	100%
出来高予定額	1%程度	6%程度	6%程度	22%程度	35%程度	30%程度	100%

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature of services required in contract: Design and Construction of Aya Daini Hydroelectric Power Station

(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents: 5:00 p.m., 5 February, 2020

(3) Deadline for submission of proposals: 5:00 p.m., 3 April, 2020

(4) Deadline for tenders: 5:00 p.m., 22 June, 2020

(5) Contact: General Affairs Division, Public Enterprise Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1-2-2 Asahi, Miyazaki City 880-0803, Japan Tel: 0985-26-9755/Fax: 0985-26-9754/E-mail: kigyosomu@pref.miyazaki.lg.jp

(6) All forms and paperwork for bid requests and contracts are to be written in Japanese with Japanese yen as the currency

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 落札に係る調達件名及び数量

県立学校校務用コンピュータの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県教育庁高校教育課 宮崎市橋通東1丁目9番10号

3 落札者を決定した日

令和元年10月24日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社南日本ネットワーク 宮崎県宮崎市橋通東3丁目6番29号

5 落札金額

50,970,000円

6 一般競争入札の公告を行った日

令和元年9月12日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 落札に係る調達件名及び数量

IT推進校教育用コンピュータの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県教育庁高校教育課 宮崎市橋通東1丁目9番10号

3 落札者を決定した日

令和元年11月14日

4 落札者の氏名及び住所

富士電機ITソリューション株式会社宮崎支店 宮崎県宮崎市江平西1丁目3番6号

5 落札金額

65,634,000円

6 一般競争入札の公告を行った日

令和元年10月3日

企業局企業管理規程

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。
令和元年12月26日

宮崎県企業局長 関 師 雄 一

宮崎県企業局企業管理規程第2号

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

企業局企業職員就業規程(昭和36年宮崎県企業局企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、管理者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの<u>五日間</u>において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>6～7 [略]</p> <p>(部分休業)</p> <p>第13条の3 [略]</p> <p>2 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(第12条の規定に<u>基づいて</u>育児のための休暇を承認されている職員については、2時間から当該育児のための休暇の時間を減じた時間)を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(給与の基準及び支給)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>(臨時又は非常勤の職員の特例)</p> <p>第25条 臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、管理者が別に定める。</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、管理者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの<u>5日間</u>において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>6～7 [略]</p> <p>(部分休業)</p> <p>第13条の3 [略]</p> <p>2 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(第12条の規定に<u>基づく</u>育児のための休暇又は第12条の3の規定に基づく介護部分休暇を承認されている職員については、2時間から当該育児のための休暇の時間又は当該介護部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(給与の基準及び支給)</p> <p>第17条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例(令和元年宮崎県条例第17号)及び企業局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和元年宮崎県企業局企業管理規程第4号)の定めるところによる。</u></p> <p>(非常勤の職員の特例)</p> <p>第25条 非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、<u>この企業管理規程の規定にかかわらず、</u>管理者が別に定める。</p>

附 則

この企業管理規程は、令和2年4月1日から施行する。

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。
令和元年12月26日

宮崎県企業局長 関 師 雄 一

宮崎県企業局企業管理規程第3号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和35年宮崎県企業局企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和31年宮崎県条例第4号。以下「給与条例」という。)第17条の規定に基づき、企業職員(臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))を除く。以下同じ。)の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和31年宮崎県条例第4号。以下「給与条例」という。)第17条の規定に基づき、企業職員(非常勤の職にある者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))を除く。以下同じ。)の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

附 則

この企業管理規程は、令和2年4月1日から施行する。

企業局会計年度任用職員の給与に関する規程をここに公表する。

令和元年12月26日

宮崎県企業局長 関 師 雄 一

宮崎県企業局企業管理規程第4号

企業局会計年度任用職員の給与に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例(令和元年宮崎県条例第17号)第9条の規定に基づき、企業職員(宮崎県立病院事業の設置等に関する条例(昭和41年宮崎県条例第44号)第1条第1項に規定する病院事業に従事する職員を除く。)のうち、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の支給等)

第2条 会計年度任用職員の給料決定の基準並びに給与及びその支給等については、この規程に定めのあるものを除くほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮崎県条例第12号)の適用を受ける職員の例による。

(企業職員の給与に関する規程の準用)

第3条 会計年度任用職員の特殊勤務手当については企業職員の給与に関する規程(昭和35年企業局企業管理規程第10号)第3条の規定を、宿日直手当については同規程第4条の規定を、休日勤務手当については同規程第5条の規定を、それぞれ準用する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この企業管理規程は、令和2年4月1日から施行する。

病院局企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和元年12月26日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

宮崎県病院局企業管理規程第3号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程(平成18年病院局企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年宮崎県条例第22号。以下「病院事業給与条例」という。)第28条の規定に基づき、病院事業に従事する企業職員(臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。))を除く。以下「職員」という。)の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給与の支給等)</p> <p>第2条 職員の初任給、昇格及び昇給の基準並びに給与及びその支給等については、この規程に定めのあるものを除くほか、職員の</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年宮崎県条例第22号。以下「病院事業給与条例」という。)第28条の規定に基づき、病院事業に従事する企業職員(非常勤の職にある者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。))を除く。以下「職員」という。)の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給与の支給等)</p> <p>第2条 職員の初任給、昇格及び昇給の基準並びに給与及びその支給等については、病院事業給与条例及びこの規程に定めるものの</p>

<p>給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「職員給与条例」という。)の適用を受ける者の例による。 (特殊勤務手当の種類等)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の診療業務に従事した回数は、次の各号に掲げる時間帯ごとに1回とする。 (1) 休診日(祝日、年末年始の休日、土曜日又は日曜日に限る。)の午前8時30分から午後5時15分までの間 (2) [略]</p> <p>5～8 [略]</p> <p>(育児休業等の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第14条 育児休業及び育児短時間勤務の承認を受けた職員の給与の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮崎県条例第6号)の適用を受ける者の例による。 (自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第14条の2 自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年宮崎県条例第62号)の適用を受ける者の例による。 (配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第14条の3 配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年宮崎県条例第46号)の適用を受ける者の例による。</p>	<p>ほか、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「職員給与条例」という。)の適用を受ける者の例による。 (特殊勤務手当の種類等)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の診療業務に従事した回数は、次の各号に掲げる時間帯ごとに1回とする。 (1) 休診日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始の休日、土曜日及び日曜日に限る。)の午前8時30分から午後5時15分までの間 (2) [略]</p> <p>5～8 [略]</p> <p>(育児休業等の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第14条 育児休業及び育児短時間勤務の承認を受けた職員の給与の支給については、病院事業給与条例に定めるもののほか、職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮崎県条例第6号)の適用を受ける者の例による。 (自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第14条の2 自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与の支給については、病院事業給与条例に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年宮崎県条例第62号)の適用を受ける者の例による。 (配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第14条の3 配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与の支給については、病院事業給与条例に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年宮崎県条例第46号)の適用を受ける者の例による。</p>
---	---

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程をここに公表する。

令和元年12月26日

宮崎県病院局長 桑山秀彦

宮崎県病院局企業管理規程第4号

病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例(令和元年宮崎県条例第18号。以下「病院事業会計年度任用職員給与条例」という。)第10条の規定に基づき、病院事業に従事する企業職員のうち、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の支給等)

第2条 会計年度任用職員の給料決定の基準並びに給与及びその支給等については、病院事業会計年度任用職員給与条例及びこの規程に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮崎県条例第12号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第4条、第5条、第7条から第11条まで、第13条から第20条まで、第24条及び第25条第1項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる会計年度任用職員給与条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条	給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員(以下「給与条例等適用職員」という。)	給与条例の適用を受ける者
第5条	初任給調整手当、地域手当、通勤手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び義務教育等教員特別手当	地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当

	給与条例等適用職員	給与条例の適用を受ける者
第7条	給与条例等適用職員	給与条例の適用を受ける者
第8条	任命権者	管理者
第9条	給与条例等適用職員	給与条例の適用を受ける者
第10条の見出し	報酬	給料
第10条	報酬	給料
	当該職員について	パートタイム会計年度任用職員について
	任命権者	管理者
	当該職員に適用される別表の職務欄に掲げる職務の区分に応じ、第3条の規定の例により算定した給料月額に相当する額（以下この項、第3項及び第4項において「基準月額」という。）	フルタイム会計年度任用職員の例により算定した基準月額
	当該職員に適用される別表の職務欄に掲げる職務の区分に応じ、基準月額を	フルタイム会計年度任用職員の例により算定した基準月額を
	人事委員会規則で	管理者が別に
第11条第1項	給与条例等適用職員の例により算定した給料の調整額、初任給調整手当及び地域手当に相当する額（次項及び第18条において「手当等相当額」という。）を報酬として	給与条例の適用を受ける者の例により算定した給料の調整額及び地域手当を
第11条第2項	手当等相当額の算定については、第10条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「第3条の規定の例により算定した給料月額に相当する額（以下この項、第3項及び第4項において「基準月額」という。）」又は「基準月額」とあるのは「給与条例等適用職員の例により算定した額」と読み替えるものとする。	給料の調整額及び地域手当の算定については、第10条第1項の規定を準用する。
第13条の見出し	時間外勤務に係る報酬	時間外勤務手当
第13条	任命権者	管理者
	報酬額	給与額
	時間外勤務に係る報酬	時間外勤務手当
	休日勤務に係る報酬	休日勤務手当
第14条の見出し	休日勤務に係る報酬	休日勤務手当
第14条	報酬額	給与額
	休日勤務に係る報酬	休日勤務手当
第15条の見出し	夜間勤務に係る報酬	夜間勤務手当
第15条	報酬額	給与額
	夜間勤務に係る報酬	夜間勤務手当
第16条	給料の調整額及び地域手当に相当する額	給料の調整額及び地域手当
	報酬の額	給与の額
第17条の見出し	報酬	給与
第17条第1項	報酬	給与
第17条第2項	報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員には、職員となった日から報酬	給料が定められたパートタイム会計年度任用職員には、職員となった日から給与
第17条第3項	報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が、離職したときはその日まで、死亡したときはその月まで報酬	給料が定められたパートタイム会計年度任用職員が、離職したときはその日まで（住居手当を除く。）、死亡したときはその月まで給与
第17条第4項	報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員には、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬	給料が定められたパートタイム会計年度任用職員には、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて給与
第17条第5項	報酬を	給与を
	報酬額	給与額

	任命権者	管理者
第18条の見出し	報酬額	給与額
第18条	報酬額	給与額
	報酬を	給料を
	任命権者	管理者
	手当等相当額(第11条第2項の規定により読み替えて準用する第10条第1項第1号の規定により)	給料の調整額及び地域手当(第10条第1項第1号の規定を準用して)
	手当等相当額(第11条第2項の規定により読み替えて準用する第10条第1項第2号の規定により)	給料の調整額及び地域手当(第10条第1項第2号の規定を準用して)
第19条の見出し	報酬	給与
	任命権者	管理者
	報酬額	給与額
第19条	報酬を	給与を
	報酬	給与
第20条の見出し	報酬	給与
第20条	報酬を	給料を
	報酬額	給与額
	報酬の額	時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当
第24条	任命権者	管理者
第25条の見出し	費用弁償	通勤手当
第25条第1項	費用弁償	通勤手当
	任命権者	管理者

2 前項の規定にかかわらず、給与の支給日については、管理者が別に定める。

(給料表及び基準給料額)

第3条 給料表の種類及びその適用範囲は、別表第1に掲げるとおりとし、別表第2の職務の欄に掲げる区分に応じ、同表の給料表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるそれぞれの給料表、職務の級及び号給に応じた額(以下「基準月額」という。)とする。なお、別表第1の行政職給料表にあっては、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)第3条第1項第1号に規定する給料表の例に、医療職給料表(二)にあっては、同項第5号イに規定する給料表の例に、医療職給料表(三)にあっては、同項第5号ウの例による。

2 前項の職務の区分の適用については、当該会計年度任用職員の職務の内容、責任、職務遂行上必要となる知識、技術等を考慮して管理者が決定する。

3 職務の特殊性により第1項の基準月額より難いときは、同項の規定による号給の号数に管理者が別に定める数を加えた号数の号給に応じた額を基準月額とすることができる。

4 会計年度任用職員の給料について、管理者が別に定める経験年数を当該職員が有する場合は、第1項の規定による号給の号数(前項の規定の適用を受ける場合にあっては、前項の規定による号給の号数)に管理者が別に定める数を加えた号数の号給に応じた額を基準月額とする。

5 前各項に規定するもののほか、会計年度任用職員の給料に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(調整を行う職及び額)

第4条 病院事業会計年度任用職員給与条例第9条の規定により給料の調整を行う職については、病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年宮崎県条例第22号。以下「病院事業給与条例」という。)の適用を受ける者の例による。

2 会計年度任用職員の給料の調整額の算定方法については、会計年度任用職員給与条例の適用を受ける者の例による。

(住居手当)

第5条 病院事業会計年度任用職員給与条例第4条の規定により支給される住居手当は、病院事業給与条例の適用を受ける者の例による。

(特殊勤務手当の種類等)

第6条 病院事業会計年度任用職員給与条例第9条の規定により支給される特殊勤務手当の種類、手当額及び重複支給については、病院事業給与条例の適用を受ける者の例による。

2 病院事業職員の給与に関する規程(平成18年病院局企業管理規程第9号)第10条第1項の精神医療業務手当については、別表第5の勤務箇所の欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の種別の欄に掲げる会計年度任用職員が精神医療の業務に従事したとき、従事した1日につきそれぞれ同表の手当額の欄に掲げる額を支給する。

(宿日直手当)

第7条 病院事業会計年度任用職員給与条例第9条の規定により支給される宿日直手当の額については、病院事業給与条例の適用を受ける者の例による。

(退職手当)

第8条 病院事業会計年度任用職員給与条例第6条の規定により支給される退職手当の額の算定及び支給に関しては、職員の退職手当に関する条例(昭和28年宮崎県条例第44号)の適用を受ける者の例による。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第9条 育児休業の承認を受けた職員の給与の支給については、病院事業会計年度任用職員給与条例に定めるもののほか、職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮崎県条例第6号)の適用を受ける者の例による。

(給与の特例)

第10条 第2条から前条までの規定にかかわらず、病院事業給与条例の適用を受ける者との均衡及びその職務の特殊性を考慮して管理者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、管理者が別に定める。

(給与条例等の改正があった場合の取扱い)

第11条 給与条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年宮崎県条例第41号)が改正された場合における会計年度任用職員の給与(期末手当を除く。)の改定の取扱いについては、会計年度任用職員給与条例の適用を受ける者の例による。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

種 類		適 用 範 囲
行政職給料表		他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員
会計年度任用職員行政職給料表(別表第3)		ナースエイド、サブエイド、医療職(二)補助員又は簡易作業の業務に従事する会計年度任用職員
医療職給料表	会計年度任用職員医療職給料表(一) (別表第4)	医師又は歯科医師の免許を有し、その資格に関わる知識及び技能を必要とする業務に従事する会計年度任用職員
	医療職給料表(二)	薬剤師、管理栄養士、栄養士、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士又は歯科衛生士の免許を有し、その資格に関わる知識及び技能を必要とする業務に従事する会計年度任用職員
	医療職給料表(三)	助産師、看護師又は准看護師の免許を有し、その資格に関わる知識及び技能を必要とする業務に従事する会計年度任用職員

別表第2(第3条関係)

職 務	給料表	職務の級	号 給
医療職補助業務(甲)	会計年度任用職員行政職給料表	1級	1号給
医療職補助業務(乙)	会計年度任用職員行政職給料表	1級	9号給
医療職補助業務(丙)	会計年度任用職員行政職給料表	1級	29号給
行政職補助業務	行政職給料表	1級	1号給
行政職高卒初任給相当	行政職給料表	1級	5号給
行政職短大卒初任給相当	行政職給料表	1級	15号給
行政職大卒初任給相当	行政職給料表	1級	25号給
行政職2級相当	行政職給料表	2級	1号給
行政職3級相当	行政職給料表	3級	1号給
医師及び歯科医師業務	会計年度任用職員医療職給料表(一)	1級	13号給
医療職給料表(二)短大2卒初任給相当	医療職給料表(二)	1級	11号給
医療職給料表(二)短大3卒初任給相当	医療職給料表(二)	1級	17号給
医療職給料表(二)大学4卒初任給相当	医療職給料表(二)	2級	1号給
医療職給料表(二)大学6卒初任給相当	医療職給料表(二)	2級	15号給
医療職給料表(二)(甲)	医療職給料表(二)	2級	3号給
医療職給料表(二)(乙)	医療職給料表(二)	2級	9号給
医療職給料表(二)(丙)	医療職給料表(二)	2級	13号給
医療職給料表(二)(丁)	医療職給料表(二)	2級	27号給
医療職給料表(三)1級相当	医療職給料表(三)	1級	5号給
医療職給料表(三)短大2卒初任給相当	医療職給料表(三)	2級	1号給

別表第3 会計年度任用職員行政職給料表(第3条関係)

号給・給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
職務の級										
1級		円		円		円		円		円
	1	132,300	11	141,900	21	152,700	31	166,200	41	182,800
	2	133,200	12	143,000	22	153,900	32	167,700	42	184,200
	3	134,200	13	143,800	23	155,100	33	169,100	43	185,500
	4	135,100	14	144,800	24	156,300	34	170,900	44	186,900
	5	136,100	15	145,800	25	157,400	35	172,700	45	188,400
	6	137,100	16	146,800	26	158,900	36	174,500		
	7	138,100	17	147,900	27	160,400	37	176,200		
	8	139,100	18	149,200	28	161,900	38	177,900		
	9	139,900	19	150,400	29	163,300	39	179,600		
	10	140,900	20	151,600	30	164,700	40	181,300		

別表第4 会計年度任用職員医療職給料表(一)(第3条関係)

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
13	290,300	401,300	
14	294,300	404,800	
15	298,200	407,800	
16	302,100	411,400	
17	305,800	418,100	488,800
18	309,400	420,800	491,200
19	312,900	423,300	493,500
20	316,500	425,900	495,900
21	320,100	432,100	502,400
22	323,800	434,400	504,800
23	327,300	436,900	507,100
24	330,600	439,000	509,400
25	334,100	444,700	516,900
26	336,800	447,000	519,200
27	339,400	449,200	521,400
28	342,000	451,500	523,700
29	344,800	457,900	531,800

別表第5(第6条関係)

勤務箇所	種別	手当額
県立宮崎病院精神医療センター	1 精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師	880円
	2 精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護師及び准看護師	620円
	3 精神病患者の心理療法に直接従事することを本務とする担当職員	
	4 精神病患者の医療又は福祉相談に従事することを本務とするケースワーカー	
	5 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	
	6 精神病棟に勤務するナースエイド	
	7 精神医療の業務に従事する職員(1から6までに掲げる者を除く。)	

人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月26日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第13号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 給与条例第8条第1項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者においては、再任用短時間勤務職員、育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。)となったもの</p> <p>ア 国家公務員(人事委員会の定める者に限る。)</p> <p>イ 公庫等職員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。)のうち人事委員会の定める者</p> <p>ウ 他の地方公共団体の地方公務員(人事委員会の定める者に限る。)</p> <p>エ アからウまでに掲げる者に準ずるものとして人事委員会が定める者</p> <p>第7条 前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き給与条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間</p> <p>ア 国家公務員(人事委員会の定める者に限る。)</p> <p>イ 公庫等職員のうち人事委員会の定める者</p> <p>ウ 他の地方公共団体の地方公務員(人事委員会の定める者に限る。)</p> <p>エ アからウまでに掲げる者に準ずるものとして人事委員会が定める者</p> <p>2 [略]</p>	<p>第3条 給与条例第8条第1項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者においては、再任用短時間勤務職員、育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。)となったもの</p> <p>ア 国家公務員(人事委員会の定める者に限る。)</p> <p>イ 公庫等職員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。)のうち人事委員会の定める者</p> <p>ウ 他の地方公共団体の地方公務員(人事委員会の定める者に限る。)</p> <p>エ アからウまでに掲げる者に準ずるものとして人事委員会が定める者</p> <p><u>オ 退職派遣者(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者をいう。以下同じ。)(人事委員会の定める者に限る。)</u></p> <p>第7条 前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き給与条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間</p> <p>ア 国家公務員(人事委員会の定める者に限る。)</p> <p>イ 公庫等職員のうち人事委員会の定める者</p> <p>ウ 他の地方公共団体の地方公務員(人事委員会の定める者に限る。)</p> <p>エ アからウまでに掲げる者に準ずるものとして人事委員会が定める者</p> <p><u>オ 退職派遣者(人事委員会の定める者に限る。)</u></p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、令和元年12月31日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月26日

宮崎県人事委員会委員長 瀨 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第14号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年宮崎県条例第49号。以下「条例」という。)第2条第1項及び第2項第3号並びに第10条の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員を派遣することができる団体)</p> <p>第2条 条例第2条第1項各号に規定する人事委員会規則で定める</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年宮崎県条例第49号。以下「条例」という。)第2条第1項及び第2項第3号、<u>第10条、第11条並びに第21条</u>の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員を派遣することができる団体)</p> <p>第2条 条例第2条第1項各号に規定する人事委員会規則で定める</p>

団体は、別表に掲げる団体とする。

(派遣の対象とならない職員の特例)

第3条 条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項の規定により宮崎県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用された者とする。

(派遣職員に関する報告)

第4条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において条例第2条第1項の規定により派遣した職員の派遣先団体、派遣期間、派遣先団体における処遇の状況等及び条例第2条第1項の規定により派遣された職員であって当該年度内に職務に復帰した者の復帰後の処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。

別表(第2条関係)

区分	団体の名称
条例第2条第1項第1号に該当する団体	[略] 公益財団法人みやざき観光コンベンション協会
	[略] 一般財団法人宮崎県水産振興協会 公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団
	[略]
条例第2条第1項第2号に該当する団体	[略] 宮崎県職業能力開発協会 宮崎県農業会議
	[略]
条例第2条第1項第3号に該当する団体	[略] 公益社団法人宮崎県漁村活性化推進機構
	[略]

団体は、別表第1に掲げる団体とする。

(派遣の対象とならない職員の特例)

第3条 条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の規定により宮崎県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用された者とする。

(派遣職員に関する報告)

第4条 任命権者は、条例第10条の規定により、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において条例第2条第1項の規定により派遣した職員の派遣先団体、派遣期間、派遣先団体における処遇の状況等及び条例第2条第1項の規定により派遣された職員であって当該年度内に職務に復帰した者の復帰後の処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。

(職員を派遣することができる特定法人)

第5条 条例第11条に規定する人事委員会規則で定める特定法人は、別表第2に掲げる法人とする。

(退職派遣者に関する報告)

第6条 任命権者は、条例第21条の規定により、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において退職派遣者が在職する特定法人、当該特定法人における業務に従事すべき期間及び処遇の状況等並びに退職派遣者であって当該年度内に職員として採用された者の採用後の処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。

別表第1(第2条関係)

区分	団体の名称
条例第2条第1項第1号に該当する団体	[略] 公益財団法人宮崎県観光協会
	[略] 一般財団法人宮崎県水産振興協会
	[略]
条例第2条第1項第2号に該当する団体	[略] 宮崎県職業能力開発協会
	[略]
条例第2条第1項第3号に該当する団体	[略] 公益社団法人宮崎県漁村活性化推進機構 一般社団法人宮崎県農業会議
	[略]

別表第2(第5条関係)

区分	団体の名称
条例第11条に該当する特定法人	宮崎カーフェリー株式会社

附 則

この規則は、令和元年12月31日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は公布の日から、第3条の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第6号

教育関係の公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第36号)第5条第3項及び都市公園条例(昭和39年宮崎県条例第24号)第15

条の3第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和元年12月26日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

宮崎県体育館

宮崎県ライフル射撃競技場

宮崎県総合運動公園有料公園施設

2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会

会長 春 山 豪 志

宮崎県宮崎市大字熊野2206番地1

公益財団法人宮崎県体育協会

会長 春 山 豪 志

宮崎県宮崎市大字熊野字島山1443番地12

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

教育長訓令

教育関係使用料及び手数料減免規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和元年12月26日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会教育長訓令第2号

本 庁
各出先機関
各教育機関

教育関係使用料及び手数料減免規程の一部を改正する訓令

教育関係使用料及び手数料減免規程（平成9年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(体育館使用料) 第5条 [略] (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号。以下「祝日法」という。）第2条に規定する <u>体育の日</u> (2)～(4) [略]	(体育館使用料) 第5条 [略] (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号。以下「祝日法」という。）第2条に規定する <u>スポーツの日</u> (2)～(4) [略]

附 則

この訓令は、令和2年1月1日から施行する。

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第 127号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、この宮崎海区漁業調整委員会指示は、令和4年12月31日をもって効力を失う。

令和元年12月26日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

宮崎県児湯郡川南町及び高鍋町地先海面において、次のとおりまき餌の使用を禁止する。

1 禁止区域

児湯郡都農町・川南町界陸岸から 117度の線と、児湯郡高鍋町・新富町界陸岸から 117度の線とによって囲まれた海域。ただし、児湯郡高鍋町・新富町界陸岸から 117度の線と児湯郡高鍋町大字北高鍋3485番地の日本電信電話株式会社の鉄塔と、高鍋町大字上江字飯長寺の金比羅山頂を見通す線とによって囲まれた水深30メートル以浅の海域は除く。

2 禁止期間

令和2年1月1日から令和4年12月31日まで

宮崎海区漁業調整委員会指示第 128号

宮崎海区におけるさんごの採捕について、漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和元年12月26日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

(採捕の制限)

1 宮崎海区において、あかさご、ももいろさんご及びしろさんごの生体及び死骸（以下「宝石さんご」という。）を採捕してはならない。ただし、宮崎海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

(承認の対象者)

2 承認の対象となる者は、宝石さんごに係る試験研究を実施しようとする者とする。

(承認証の交付)

3 宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付する。

(承認証の携帯義務)

4 承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、3の承認証を携帯しなければならない。

(承認の制限、条件の変更又は採捕の停止)

5 委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。

(承認の取消し)

6 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

(譲渡又は販売の禁止)

7 承認を受けた者は、採捕した宝石さんごを譲渡又は販売しては

ならない。

(意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止)

8 承認を受けずに採捕した宝石さんごの所持又は販売をしてはならない。

(採捕報告書の提出)

9 承認を受けた者は、採捕の結果について採捕期間終了後1月以内に委員会に報告しなければならない。

(取扱要領)

10 この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

(指示の有効期間)

11 この指示の有効期間は、令和2年1月1日から令和4年12月31日までとする。